

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針項目（案）

一 国民の健康の増進の推進の基本的な方向

- 1 一次予防の重視
- 2 健康増進支援のための環境整備
 - (1) 社会全体による支援
 - (2) 休日、休暇の活用の促進
- 3 目標等の設定と評価
- 4 多様な関係者による連携のとれた効果的な健康づくりの推進
 - (1) 多様な経路による情報提供
 - (2) ライフステージや性差等に応じた健康づくりの推進
 - (3) 多様な分野における連携

二 国民の健康の増進の目標に関する事項

- 1 目標の設定等
- 2 目標等について

三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

- 1 健康増進計画の目標設定
- 2 計画策定に当たって留意すべき事項

四 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

- 1 健康増進施策実施の際の調査の活用
- 2 健康の増進に関する研究の推進

五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

- 生涯を通じた健康増進のための健康増進事業実施者間における連携

六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

- 1 基本的考え方
- 2 健康増進普及月間

七 その他国民の健康の増進に関する重要事項

- 1 国民の健康増進の推進体制整備
- 2 民間事業者等との連携
- 3 健康増進を担う人材

(参考) 健康増進法に基づく基本方針と健康日本21の関係について

健康増進法に基づく基本方針に対して、健康日本21は、本基本方針の理念に基づく目標期間と目標数値を有する具体的な計画として位置付けてはどうか。